

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和7年12月9日(火)～令和8年1月16日(金) 計39日間

2 募集結果

意見者数:46人 意見数:70件

(1) 年齢別内訳(意見者数)

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不詳
0人	15人	14人	8人	5人	0人	0人	4人

(2) 居住地別内訳(意見者数)

市内在住	市内に通勤通学 (市外在住)	不詳
37人	6人	3人

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

(3) 項目別内訳(意見数)

項目	件数
計画全般	8件
第1部 新型インフルエンザ等対策特措法と行動計画	1件
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	10件
第1章 実施体制	3件
第2章 情報収集・分析	1件
第3章 サーベイランス	1件
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	8件
第5章 水際対策	1件
第3部 第6章 まん延防止	5件
第7章 ワクチン	1件
第8章 医療	1件
第11章 保健	6件
第12章 物資	2件
第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	3件
その他	19件

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

3 主な御意見の要旨と本市の考え方

お寄せいただきました御意見とそれに対する本市の考え方は、以下のとおりです。

なお、御意見については適宜要約のうえ、取りまとめております。

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
01	全般	災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直るための取組は非常に重要。 福岡市では、天神ビッグバンを進める中で感染症に強いオフィス整備を促進した。 京都市でも、感染症に強いまちづくりを進めてほしい。	修正なし	福岡市の都市再開発プロジェクト「天神ビッグバン」では、新型コロナ対策を踏まえ、ビルの容積率の緩和や、換気・非接触・オープンスペースの確保といった感染症対策が新たなビルの設計に取り入れられています。 他都市の動向等も参考に、新型インフルエンザ等を含む本市の感染症対策を進めてまいります。	—	—
02	全般	京都市独自の項目も多く盛り込まれた、良い計画。	修正なし	今後は新型インフルエンザ等の発生に備え、本市独自の取組も含めた行動計画の取組を進めてまいります。	—	—
03	全般	国や府の計画に沿いながら、コロナ対応の経験を活かして市独自の取組を書き込んである良い計画。	修正なし		—	—
04	全般	本冊を読んで、大変重厚感のある内容だと感じた。計画を議論した委員の皆様や市のメンバーの皆様に敬意を表する。	修正なし	本市保健所の新型コロナ対応は、振り返りや評価、課題検証を行い、「新型コロナウイルス感染症保健所対応経過まとめ」として京都市情報館に掲載し、今回の改定案でもその内容を踏まえております。 また、改定案は、新型コロナ対応での経験や課題を踏まえて改定された政府及び府の行動計画に基づき、また本市有識者会議での御意見に基づく本市独自の取組等も含めて、取りまとめております。	—	—
05	全般	新型コロナウイルス感染症への対策を検証したうえで、市民に明らかにし、これからの中長期的な取組の参考にしてほしい。	対応済		—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
06	全般	ICTの活用による業務効率化や省力化を図る旨や、新型コロナウイルス感染症拡大時の府市協調の実績を生かす旨が記載されており、評価できる。	修正なし	本市新型コロナ対策での課題から、府市協調の取組やICT活用による業務負荷軽減が重要であると考えております。引き続き推進してまいります。	—	—
07	全般	新型コロナ対策として効果的だった取組が計画に反映されている。 保健所体制の充実や相談対応、府市連携した入院調整など、経験を通じて機能が向上してきたこれらの取組が、その教訓を活かして次の有事の際に初期から効果を発揮されることを期待している。 また、想定外の事態にも迅速に対応できるよう、保健所で情報を一元管理し、素早く判断・指示できる体制を今後も維持することが重要。	修正なし	新型コロナ対応で得られた経験を踏まえて、保健所の体制整備・府市協調による相談体制や入院調整等について計画に反映しており、今後は初動から効果を発揮できるよう取組を進めてまいります。 また、想定外の事態に備えた情報の一元管理と迅速な判断、指示体制の維持・強化を引き続き推進し、市民の安心・安全の確保に努めてまいります。	—	—
08	全般	コロナ禍での出来事が社会から忘れ去られようとしている。行政には備えを万全にしてほしい。	修正なし	今回の改定案では、第2部第1章第4節1(3)(関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた普段の点検や改善)にあるとおり、「感染症危機は必ず起こり得るものである」との認識のもと、新型コロナ対応の経験等を踏まえ、平時である準備期の取組を充実させるとともに、対策項目を6項目から13項目に拡充しております。 今後は新型インフルエンザ等の発生に備え、本市独自の取組も含めた平時からの取組を進めてまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
09	1部2章	コロナ禍の経験を経て、新型インフルエンザ等対策の強化策が盛り込まれた改定案となっており良いと思うが、第1部第2章第3節「京都基本構想と市行動計画の位置づけ」のところに「世界文化自由都市宣言」についての言及がないのは残念。京都基本構想の上位にある「世界文化自由都市宣言」を行動計画でも記載し、市民の皆様の目に触れるようにすることが大事。	追加・修正	御意見を踏まえ、第1部第2章第3節の記載について、右記のとおり修正します。	市行動計画は、「 <u>世界文化自由都市宣言</u> 」という本市の <u>最上位の都市理念</u> にいま一度立ち返り策定された、市政の基本方針である「京都基本構想」に基づく分野別計画として位置付けられる。	8
10	2部1章	第2部第1章第4節1(2)の「初発の感染事例を探知した後速やかに政府として初動対応に動き出せるように体制整備を進める」という文言は、市が政府の動きを行うように読める。修正が必要ではないか。	追加・修正	御意見を踏まえ、第2部第1章第4節1(2)後段の記載について、右記のとおり修正します。	初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。	16
11	2部1章	感染症拡大時には、府市協調の取組が重要。	対応済	第2部第1章第5節2(2)「本市を含む市町村の役割」として、本市は、平時から府とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携体制を構築しておくと記載しております。 コロナ禍では、府が有事に本市を含む府内の入院調整を一元的に行うセンター等の設置や府市で相談窓口の一元化等を実施しており、引き続き府市協調で感染症の対策に取り組んでまいります。	—	—
12	2部1章	引き続き、京都府と京都市が強固に連携して感染症対策を進めてほしい。			—	—
13	2部1章	京都府と足並みを揃え、綿密な連携をしてほしい。			—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
14	2部 1章	国、都道府県、市町村が連携して対応する大切さを認識した。特に京都府との連携をお願いしたい。	対応済	第2部第1章第5節2(2)「本市を含む市町村の役割」として、本市は平時から府とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携体制を構築しておくことを記載しております。引き続き、府市協調で感染症の対策に取り組んでまいります。	—	—
15	2部 1章	府と強力に連携し、府下における京都市の役割(市外からの搬送受け入れ等)を十分に發揮するとともに、感染症に強いまちづくりを推進するべき。	対応済	第2部第1章第5節2(2)「本市を含む市町村の役割」として、本市は平時から府とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携体制を構築しておくことを記載しております。引き続き、府市協調で感染症の対策に取り組んでまいります。	—	—
16	2部 1章	オンライン、デジタル完結で、行政が運営できるよう、事前準備が必要ではないか。	対応済	第2部第1章第2節(新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方)に政府行動計画を引用する形で、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要と記載するとともに、第3部第2章(情報収集・分析)第1節(準備期)1-4や、第3部第3章(サーバイランス)第1節(準備期)1-4、第3部第7章(ワクチン)第1節(準備期)1-7の各対策項目でもDXの推進を行うことを記載しています。 御意見のとおり、デジタル化には事前の準備が重要であり、引き続き政府やJIHS等との協力のもと、DXを推進してまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
17	2部2章	第2部第2章2(6)「まん延防止」項目に「緊急事態措置に関する総合調整ができる」と記載があるが、市町村の総合調整はワクチン接種実施の対応が主のように思われる(参照文献:新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する質疑応答集)。(7)ワクチンの項目でも同様の総合調整の記載が必要ではないか。	修正なし	新型インフルエンザ等対策特別措置法第36条第1項で「市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。」とされているとおり、市による総合調整は、ワクチンや医療、保健など全ての対策項目に及ぶものとされております。	—	—
18	2部2章	感染症に関する対応の権限の多くは知事にあるが、京都府のように都市部と北部・中部とは状況が異なることもあると考えられるため、京都市長の権限を強化できるようにしていってはどうか。	修正なし	<p>新型インフルエンザ等の感染拡大対策ということで(6)「まん延防止」項目において総合調整について記載していますが、必要に応じて、市域に係るすべての対策項目の総合調整を行ってまいります。</p> <p>なお、特措法第36条第2項で「市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。」とされているとおり、必要に応じて府に総合調整を要請することも含め、対策を行ってまいります。</p>	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
19	2部3章	「EBPMに基づく政策推進が重要」とは書かれているが、今回の政策の効果をどのように測定するかが一切書かれていな。 测定方法・指標・目標・測定期間、また政策の成否の判断基準が設けられておらず、都合の良いように予算が使われるのではないかと不安である。EBPMを持ち出す以上指針を記載すべき。	修正なし	<p>第2部第3章1に記載の「EBPMの考え方に基づく政策の推進」は政府行動計画や京都府行動計画と同様の記載であり、政府において行動計画の定期的なフォローアップ及び客観的な取組状況の把握を行い、感染症危機管理の専門家等の意見を聞いた上で、EBPMの考え方に基づいて地方自治体に必要な情報等を示すものとされております。</p> <p>そのため、政府から示される情報や京都府の対応等も参考に、本市の取組を進めてまいります。</p>	—	—
20	3部1章実施体制	コロナ禍のことは思い出したくない方も相当いると思うが、災害と同様に教訓として振り返ることが必要。それが平時からの備えにもつながる。	対応済	第3部第1章(実施体制)第1節(準備期)1-2において準備期からの実践的な訓練を実施することを記載しており、新型コロナ対応を振り返りながらその経験等を活用して訓練を重ねるなど、平時から新型インフルエンザ等の対策に努めてまいります。	—	—
21	3部1章実施体制	第3部第1章第1節1－2に「政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する」と記載がある。 府行動計画と記載を合わせる必要があるならやむを得ないが、そもそも市が行う訓練は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえて策定された本市行動計画に基づき実施するものではないか。	修正なし	御意見のとおり、市が行う訓練は本市行動計画に基づき実施するものです。政府及び都道府県が実施する訓練内容を参考にして市が行う訓練内容を検討し、本市行動計画に基づき訓練を実施してまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
22	3部 1章 実施体制	第3部第1章第2節2-1に「府内で新型インフル等発生の疑いを把握した場合に市警戒本部を設置」と記載があるが、第2部第1章第5節での市警戒本部設置基準は「新型インフル等発生の疑いが国内で確認されたとき」となっており、統一すべき。	追加 ・ 修正	市警戒本部の設置基準は、以下2点のいずれかに該当する場合を想定しており、御意見を踏まえ、第3部第1章(実施体制)第2節(初動期)2-1の記載を右記のとおり修正します。 1.新型インフルエンザ等の発生の疑いが国内で把握されたとき 2.新型インフルエンザ等の発生が国内で確認されたとき	①国内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを把握した場合、又は、 ②国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、本市は、危機管理監を本部長とする新型インフルエンザ等警戒本部を設置する	38
23	3部 2章 情報収集・分析	ウイルスは常に変化していくものであるため、情報の収集・分析やサーベイランスがとりわけ大切。その体制づくりをしっかりとお願いしたい。	対応済	第3部第2章(情報収集・分析)第1節(準備期)1-1から1-4において情報収集・分析に係る体制整備について記載するとともに、第3章(サーベイランス)第1節(準備期)1-1から1-4においてサーベイランスに係る体制整備について記載しております。新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの体制整備に努めてまいります。	—	—
24	3部 3章 サーベイランス	サーベイランスについて、民間事業者の研究や調査機器等の開発も進んでいるため、それも留意しておく必要がある。	修正なし	御意見を踏まえ、感染症対策や感染症サーベイランスに係る産官学連携も含めて検討を深めてまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
25	3部 4章 情報提供、 リスコミ	根拠のない情報やデマ情報に対しては、科学的根拠に基づく情報発信により、対応が必要。	対応済		—	—
26	3部 4章 情報提供、 リスコミ	コロナ禍では府外に車で出かけた際、他府県ナンバーというだけで敬遠された。こうした誤解や偏見が生じるのは平時からの感染症の正しい理解がないためでは。しっかり啓発してほしい。	対応済	第3部第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)第1節(準備期)1-1-3、第2節(初動期)2-3、第3節(対応期)3-1-3において対応について記載しております。 平時から感染症への偽・誤情報に関する啓発等に努めるとともに、感染症危機の対応時には偏見・差別等や偽・誤情報への対策を行ってまいります。	—	—
27	3部 4章 情報提供、 リスコミ	コロナ禍で発生した人権問題は、あってはならない。忘れ去られないようにして、今後の教訓にするべき。	対応済		—	—
28	3部 4章 情報提供、 リスコミ	新型コロナ対応で生じた課題や経験がしっかりと反映されている。 コロナ禍では情報が錯綜し、SNSを通じて不確定な情報がたくさん流れた。時間の経過とともに人々の記憶から薄れてしまうことから、情報発信について特にしっかりと取り組んでほしい。	対応済		—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
29	3部 4章 情報提供、 リスコミ	コロナ禍では、多くの人が感染症を自分事として捉えていたが、時の経過とともに緩やかに他人事になってきているように感じる。新興感染症等はいつ発生するか分からぬため、普通の市民が、平時から感染症について知りたいと思い、かつ、容易にアクセスできるような情報発信・啓発をしてほしい。	対応済	第3部第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)第1節(準備期)1-1-1から1-2-2において情報発信や啓発について記載しており、御意見のとおり、リスクコミュニケーションを含めた感染症や公衆衛生対策に係る丁寧な情報発信に努めてまいります。	—	—
30	3部 4章 情報提供、 リスコミ	今回の改定で拡充された内容が分かりやすく説明されている。 有事に備えて体制整備することも大切だが、コロナ禍で経験した感染症への理解不足による様々な弊害を繰り返さないため、最低限知っておくべき知識の啓発・リスクコミュニケーションが重要。	対応済	第3部第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)第2節(初動期)2-3、第3節(対応期)3-1-3において対応について記載しております。 感染症危機の対応時には国や府と連携して、偏見・差別等や偽・誤情報への対策を行ってまいります。	—	—
31	3部 4章 情報提供、 リスコミ	偽・誤情報、差別的な情報などについては、科学的根拠のある情報で反論するとともに、警察やプラットフォーム企業等と連携した対応が重要。	対応済	第3部第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)第2節(初動期)2-3、第3節(対応期)3-1-3において対応について記載しております。 感染症危機の対応時には国や府と連携して、偏見・差別等や偽・誤情報への対策を行ってまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
32	3部 4章 情報提供、 リスクミ	第3部第4章第3節3－2－1の第二段落に「本市が市民等に不要不急の外出や府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、」と記載があるが、同じ項目の第三段落で「府が府民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、」という記載もある。 不要不急の外出等の自粛を要請する主体者を同一にすべき。	追加 ・ 修正	京都府行動計画の第3部第6章第3節3-1-2-1「外出等に係る要請等」に「府は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う」とあるとおり、外出自粛要請等は府が主体者です。 そのため御意見を踏まえ、第3部第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)第3節(対応期)3-2-1の第二段落の文言を右記のとおり修正します。	個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、 <u>不要不急の外出や府県間の移動等の自粛といった行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること</u> 、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。	62
33	3部 5章 水際対策	外国人観光客や帰国者が細菌やウイルスを持ち込むケースが多いため、水際でどう食い止めるかが重要。	対応済	第3部第5章(水際対策)第1節「1目的」において記載のとおり、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制等の確保等、対応の準備のための時間を確保するため、検査、隔離、停留、宿泊施設等での待機要請や健康監視等の水際対策を国が講じることとなっているため、同章第2節(初動期)2-1や第3節(対応期)3-1から3-3に記載のとおり、国や府と連携して健康監視等の水際対策に努めてまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
34	3部 6章 まん 延防 止	感染症対策は広域で取り組むべきものであり、関西広域連合などとも連携をとるべき。	対応 済	第3部第6章(まん延防止)第3節(対応期)1の目的に記載のとおり、新型インフルエンザ等対策は生活圏・経済圏を一体とする近隣自治体と連携して取り組むことが重要であることから、御意見のとおり、関西広域連合等とも情報共有を行い、感染症の拡大防止に向けた取組を進めてまいります。	—	—
35	3部 6章 まん 延防 止	第3部第6章第3節の1「目的」の二段落目に「まん延防止対策の実施に当たっては近隣府県市との連携を図る」と記載があるが、新型インフルエンザ等対策は他の市町村と連携して取り組むという前提である中、当該事項だけ市に限定されているのは違和感があり、修正すべき。	追加 ・ 修正	御意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	生活圏・経済圏を一体とする <u>近隣自治体</u> が連携して取り組むことが重要であることから、関西広域連合等を通じて情報共有を行うとともに、まん延防止対策の実施に当たっては <u>近隣自治体</u> との連携を図る。	70
36	3部 6章 まん 延防 止	第3部第6章第3節3－1－1に「国と連携し、市内の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行う」と記載があるが、入院勧告等の措置は医療提供体制確保を担う府とも連携が必要であるため、「国及び府と連携し、」と修正すべき。	追加 ・ 修正	御意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	本市は、 <u>国及び府</u> と連携し、市内の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、(中略) 措置を行う。	70 13

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
37	3部 6章 まん 延防 止	新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、介護福祉施設だけではなく、教育施設でのクラスターも発生したため対策が必要。災害時の避難所などで感染症が拡大し、2次災害となる場合も考えられる。留意が必要。	対応済	<p>第3部第6章(まん延防止)第3節(対応期)3-1-3-4において、「本市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うこと、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請することについて、また3-2-2-4において子どもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合の対応について、記載しております。</p> <p>災害については、第2部第1章第4節7において、感染症危機下の災害対応を記載しております。</p> <p>御意見のとおり、感染症危機下での感染拡大を防止するための取組を進めてまいります。</p>	—	—
38	3部 6章 まん 延防 止	第3部第6章第3節3-2-3の後段に「対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う」と記載があるが、「市民生活」の間違いではないか。	追加 ・ 修正	御意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。	74
39	3部 7章 ワク チン	第3部第7章第1節1－6に第二段落に「また、状況に応じ、コールセンターの開設を準備する」と記載があるが、準備期にコールセンター開設準備を具体的に行うことには違和感がある。準備期には、発生時に速やかにコールセンターを開設できるような体制の確保に留めるべき。	追加 ・ 修正	御意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	また、状況に応じ、速やかにコールセンターを設置できるよう準備を行う。	78

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
40	3部 8章 医療	感染症拡大時には、救急搬送に時間がかかり、救急体制がひつ迫するため、体制の強化とともに、適切な情報発信が必要。	対応済	第3部第8章第3節(対応期)3-1(3)において救急車両の適正利用について周知することを記載しております。新型インフルエンザ等の感染拡大時には、救急の電話相談窓口「救急安心センターきょうと(#7119)」や専用の電話相談窓口の利用周知等も含め、救急車両の適正利用等について情報発信を行ってまいります。	—	—
41	3部 11章 保健	感染症拡大時には保健所は膨大な業務量となるため、適切な人員配置と業務のデジタル化が重要。	対応済	保健所体制の確保については、第3部第11章(保健)第1節(準備期)1-1から1-4、第2節(初動期)2-1、第3節(対応期)3-1、3-3に記載しております。 有事に必要な業務体制に向けて、体制整備や業務の整理・効率化等を図ってまいります。	—	—
42	3部 11章 保健	第3部第11章第1節1-4(1)に「また、保健所や衛生環境研究所等における人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講じる。」と記載があるが、準備期はあくまで体制整備であり、実際に対策を実施するのは、初動期ではないか。 当該記載箇所だけ具体的な体制立ち上げの記載になっているため修正すべき。	追加・修正	御意見を踏まえ、右記のとおり修正します。	また、保健所や衛生環境研究所等における人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の <u>必要な対策に係る体制を整備する。</u>	104

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
43	3部 11章 保健	管理者を含めた、社会福祉施設職員向けの感染症対策に係る研修が必要。	対応済	第3部第11章(保健)第1節(準備期)1-6の記載のとおり、高齢者・障害者施設等の職員等が感染症対策に対応できるよう、研修会等の実施に向けて検討を進めてまいります。	—	—
44	3部 11章 保健	社会福祉施設内の感染対策は極めて重要。対応の中心となる職員の養成を希望する。	対応済		—	—
45	3部 11章 保健	社会福祉施設職員への研修はぜひお願いしたい。社会福祉施設で感染が広がるとサービス提供が十分にできないことにつながり、結果として生活が維持できないことになる。	対応済	高齢者施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止策を行うため、第3部第11章(保健)第1節(準備期)1-6の記載のとおり、高齢者・障害者施設等の職員等が感染症対策に対応できるよう、研修会等の実施に向けて検討を進めてまいります。 災害については、第2部第1章第4節7において、感染症危機下の災害対応を記載しております。 また、災害避難所での感染症対策については、改定する「京都市避難所運営マニュアル」に換気や体調不良者に対する別部屋利用など感染症の拡大防止について記載予定です。	—	—
46	3部 11章 保健	クラスター発生への対応や災害避難所での感染症対策についてもう少し検討すべきではないか。	修正なし		—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
47	3部 12章 物資	感染拡大時に見合う十分な備品を平時から確保してほしい。	対応済	第3部第12章(物資)第1節(準備期)1-1の記載のとおり、平時から保健所業務など本市業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を進めてまいります。なお、新興感染症の感染拡大時等の世界的需要が高まる中でも医療用マスク等の個人防護具が確実に確保されるよう、国、都道府県、医療機関における個人防護具の備蓄について、令和8年度の政府予算案により取り組むこととされております。	—	—
48	3部 12章 物資	行政において、物資の十分な確保を願う。	対応済	第3部第12章(物資)第1節(準備期)1-1の記載のとおり、平時から保健所業務など本市業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を進めてまいります。なお、新興感染症の感染拡大時等の世界的需要が高まる中でも医療用マスク等の個人防護具が確実に確保されるよう、国、都道府県、医療機関における個人防護具の備蓄について、令和8年度の政府予算案により取り組むこととされております。	—	—
49	3部 13章 生活	感染症拡大時にも、行政や企業などが業務を継続できるよう、事前に計画を立て、経済活動等への影響が減らせるようにしてほしい。	対応済	第3部第13章(市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保)第1節(準備期)1-3-1に、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨すると記載しております。国や府などの関係機関とも連携し、業務継続計画の策定勧奨に取り組んでまいります。	—	—
50	3部 13章 生活	行政や企業などが新型インフルエンザ等のBCPを策定する必要がある。	対応済	第3部第13章(市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保)第1節(準備期)1-3-1に、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨すると記載しております。国や府などの関係機関とも連携し、業務継続計画の策定勧奨に取り組んでまいります。	—	—
51	3部 13章 生活	計画案124ページ中、「物価統制法(昭和21年勅令第118号)」は「物価統制令(昭和21年勅令第118号)」が正しいと思われる。	追加・修正	御意見を踏まえ、第13章(市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保)第3節(対応期)3-1-6(4)を右記のとおり修正します。	本市は、府と連携し、(中略) <u>物価統制令(昭和21年勅令第118号)</u> その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。	123

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
52	その他	このような計画を定めておくことは非常に大切。一方で、必ずしも計画どおりに対策が進められることばかりではないと思うので、ウイルス等の性状に応じて、国・府・市の関係部署と連携し、臨機応変に対応していくことも大切。	修正なし	御意見のとおり、流行する新型インフルエンザ等のウイルスの性状等に応じて、国や府の関係部署と連携とともに、本市庁内の関係部署間でも連携し、対応してまいります。	—	—
53	その他	感染症を重症化させる喫煙などの予防対策に取り組んでほしい。規制が必要。	修正なし	感染症の重症化予防も含め、市民の健康を守るため、引き続きたばこ対策等を推進してまいります。	—	—
54	その他	日常からの受動喫煙対策、卒煙が感染症に強い身体づくりになるのではないか。	修正なし		—	—
55	その他	合築整備された府保健環境研究所及び市衛生環境研究所の統合や機能連携に期待する。	修正なし	合築整備の利点を活かし、京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所の一層の連携を図ってまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
56	その他	ワクチン接種の自己負担額が高くなり、接種しようという人が少なくなった。	修正なし	<p>令和6年4月以降、新型コロナワイルスワクチンの全額公費負担が終了し、定期接種化されたことで自己負担額が発生するようになりました。</p> <p>本市では、定期予防接種のうち、インフルエンザや新型コロナなど、B類疾病については、接種費用のうちワクチン代相当を被接種者に御負担いただくことを基本としております。</p> <p>新型コロナの定期接種について、令和6年度はワクチン代相当額から、国の助成金分を差し引き、自己負担額3,000円を基本の額として設定しました。また、令和7年度は助成金は廃止されましたが、ワクチン代相当とすると、非常に高額な自己負担額となることを踏まえ、増額幅を抑えて7,500円を基本額としております。</p> <p>なお、75歳以上の方については、基本額からさらに3分の2に軽減することで、特に重症化・死亡リスクが高い方が接種しやすい設定としております。</p> <p>ワクチン接種については、個人の感染や発症、重症化予防を図ることで市民の健康を守るとともに、医療機関への受診患者数を減少させることで医療提供体制を維持することにつながるものと考えております。引き続き、周知・広報にしっかりと取り組み、接種の推進に努めてまいります。</p>	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
57	その他	京都版CDCを府市で創設することについて記述するとともに、世界の感染症対策を先導する産官学連携を進めてほしい。	修正なし		—	—
58	その他	コロナ禍では、世界の感染症対策を京都市内の大学・企業の研究や医療機器開発などが先導した。次にパンデミックが起きた時には京都市の産官学が世界の感染症対策に寄与できるよう、密接な関係を築いてほしい。 京都版CDCについても、世界トップレベルの感染症専門機関になるよう、様々な主体と連携してほしい。	修正なし	府市連携により令和8年10月に創設を目指す「京都版CDC(京都感染症予防管理センター(仮称))」の取組内容は現在調整を進めているところですが、御意見を踏まえて、検討を深めてまいります。	—	—
59	その他	オール京都の体制で、日本、世界の感染症対策を牽引することが重要。府市の保健所や衛生研究所の機能連携、統合などを検討しつつ、世界に役割を果たせる京都であってほしい。	修正なし		—	—
60	その他	府市共同で京都版CDCを設置することで、大いに期待している。大学や企業も巻き込んだものとしてほしい。	修正なし		—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
61	その他	医療提供体制の十分な確保をしてほしい。	対応済	京都府において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、平時に医療機関と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(新興感染症)の発生及びまん延時における医療提供体制を事前に確保するため、京都府と医療機関等との間で医療措置協定を締結しております。	—	—
62	その他	コロナ禍で大学にも十分に通えなかつた方々やマスクをずっとしていた子どもたちにどのような影響が生じているのか、追跡調査等を行うことも必要。	修正なし	<p>特措法に基づく外出自粛要請やマスク着用等の協力要請等の影響については、御意見のとおり長期間の調査やデータ収集等により判明してくるものと考えており、政府が感染症危機管理の専門家等の意見を聞いた上で、EBPMの考え方に基づいて必要な情報等を示すものとされております。</p> <p>なお、特に影響の大きい年齢層に合わせ、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることの理解・協力を進めていくことを第3部第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)第3節(対応期)3-2-2-2に記載しており、また、第3部第13章(市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保)第3節(対応期)3-1-2に心身への影響に関する施策を講じることを記載しております。</p>	—	—
63	その他	感染症医療と通常医療の両立は一つの病院では限界があるため、病院間の役割分担や機能連携を含めた対応が必要。	修正なし	地域医療において、新型インフルエンザ等の感染拡大時に感染症医療と通常医療を両立していくことは市民の皆様の健康と安心を守る上で極めて重要であると認識しております。そのため、京都府保健医療計画に基づき、地域における医療提供体制全体の整備・調整を行う京都府との一層の連携を図ってまいります。	—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
64	その他	京都府医師会や医療関係の大学、専門学校が集積するJR二条駅周辺に京都の感染症対策、医療拠点を展開することや、医療看護分野の高度人材育成を市内大学と取り組むことを検討してはどうか。京都版CDCが世界に役割を果たすことを期待。関連の技術を加えてはどうか。	修正なし	地域医療において、高度な医療や看護、救急を安定的に提供できる体制を維持・強化することは、市民の皆様の健康と安心を守る上で極めて重要であると認識しております。	—	—
65	その他	京都市立や京都府立の病院において、質の高い高度な医療提供体制を整えるべき。	修正なし	そのため、京都府保健医療計画に基づき、地域における医療提供体制全体の整備・調整を行う京都府との一層の連携を図ってまいります。	—	—
66	その他	重症者の発生による救急搬送困難ケースなどが発生しないような、救急体制、医療体制の整備や高度化を図ってほしい。	修正なし		—	—
67	その他	感染症拡大時に不足する質の高い看護師等の育成をすべき。また、待遇改善も必要。	修正なし		—	—
68	その他	コロナ禍以降、医師、看護師を目指す方が減っていると考えている。特に看護師は、現場負担の軽減と人材育成が必要。	修正なし		—	—

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る市民意見募集の結果について

番号	項目	御意見の要旨	対応	本市の考え方	計画への追加・修正の案(下線部)	修正頁
69	その他	<p>公立学校の教員だが、勤務先では、季節性インフルエンザになっても診断日だけ病休扱いで療養期間は年休扱いとなっているため、罹患したことを隠して勤務してしまうことがある。</p> <p>季節性インフルエンザでも療養期間は病休扱いになるように勤務規定を改定してほしい。</p>	修正なし	<p>季節性インフルエンザによる療養期間は、現行でも病気休務の対象となる場合があります。季節性インフルエンザに感染した際の取扱いについては、勤務先に御確認ください。</p>	—	—
70	その他	<p>季節性インフルエンザの予防注射を受ける場合は、特別休暇等を取れるようにしてほしい。新型コロナのワクチン接種の際はその対応ができた。</p> <p>また、季節性インフルエンザの療養期間は病気休暇扱いとして、有給ではない休みにしてほしい。</p>	修正なし	<p>本市の場合、新型コロナウイルス感染症が2類感染症に分類されていた際は、業務継続性を確保し、市民サービスを維持する必要があること等の観点から、ワクチン接種等に必要な期間の職務専念義務を免除する措置を行っておりました。一方で、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行してからは、当該措置を終了しております。</p> <p>そのため、5類感染症に分類されている季節性インフルエンザの予防接種についても、職務専念義務の免除の対象としておりません。</p> <p>また、季節性インフルエンザによる療養期間は、現行でも病気休務の対象となる場合があります。季節性インフルエンザに感染した際の取扱いについては、勤務先に御確認ください。</p>	—	—